

( ) 規約

(名称)

第1条 この団体の名称を以下の通りとする。

( ) (以下「団体」という。)

(団体の目的)

第2条 団体は、住民が運営する通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、要介護状態となることの予防や、生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することを目的とする。

(活動拠点)

第3条 団体は、以下の場所で活動を行う。

( )

(会員)

第4条 要介護状態となることの予防や生きがい・役割をもって生活できる地域を目指す者を参加条件とする。

(役員)

第5条 団体に以下の役員を置く。

- (1) 代 表 1名
- (2) 副代表 1名以上
- (3) 会 計 1名以上

(役員の仕事)

第6条 代表は、団体を代表し円滑な運営に努める。副代表は、代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は ( ) 年毎とする。

(運営)

第8条 概ね週1回の活動を実施する。重要事項については、会員による運営会議を行い、円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

(会費)

第9条 会費は1回( )円とし、原則これを財源に運営費用として充てるものとする。

(規約変更)

第10条 この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。